

（午後2時15分 再開）

○議長（中本正人君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

○議長（中本正人君）順番10、18番 土井君。

〔18番（土井裕美子君）登壇〕

○18番（土井裕美子君）今しばらくおつき合いを願いたいと思います。ちょっとお疲れだと思えますが。

私が議員に立候補するときにはじめて掲げた公約というか、スローガンが、「みんなのまちはみんなでつくろう」ということでした。そして、10年たった今も、私はこの言葉を胸に刻みながら活動をさせていただいております。

子育てをしているときに困ったことや、もっとこんなふうに変えてほしいとか、こんなアイデアがあったらいいのになというふうに思ったとき、その思いをどこに届けていいのかもわからずに、ただ、決められたことだけを受け入れて、そして、この決まったことというのは一体どこで誰が決めているのか。そして、自分たちの意見を一体どうやって吸い上げていってくれるんだろうというふうに、ずっと感じていました。もっと私たち女性の意見を取り入れてほしい、子育て中の親の意見、若者の意見、高齢者の意見、障がいを持った方々の意見を取り入れてほしいと、ずっと感じていました。市民にかかわるいろいろな物事を決めるときに、決まってから説明をするというのではなくて、自分のこととしてみんなが捉えて、そして、話し合い意見を出し合いながら決められたらいいのになと思っていました。

私はずっと、みんなのまちはみんなで作りたいかったです。そして、やっとそれが今、実現に向けて動き出そうとしています。明文化されようとしています。それがこの自治基本条例なのです。私はこの条例をつくることはもちろん、もろ手を挙げて賛成です。もっと早くにつくってほしかった。待ちに待っていた条例です。だからこそ、大事に大事につくってほしいんです。つくっただけで終わらせずに、市民の力を結集して魂を込めてつくってほしいんです。

それでは、通告に従いまして、一般質問を始めさせていただきます。

私の質問は1項目、自治基本条例制定についてでございます。

今議会においては、橋本市自治基本条例策定委員会条例が議案として上程されております。その中身については常任委員会及び本会議で議論していくこととなりますので、私の一般質問ではその中身については触れませんが、今回は自治基本条例に関する全般的なお考えをお聞かせいただたく質問をさせていただきます。

まず、この自治基本条例とは、まちづくり条例や市民参加推進条例とも言われているもので、各地方自治体が自治体の基本理念と位置付けているものであります。皆さまもご存じのとおり平成12年に地方分権一括法が施行され、それ以降、全国各地で地方分権が進められてきました。この地方分権一括法が施行された背景には、急速に進む少子化や高齢化、国や地方の財政状況が厳しいなどのことがあります。また、この法律は、それまでは国と地方は上下主従の関係としてきたものを、対

等な関係として位置付け、地域のことは地域で、その地域の住民が決めるという、いわゆる住民自治の考えのもと、住民参加の機会の拡充などを行い、全国一律のまちづくりから脱却し、地域の自主性や市民の多様なニーズに的確に答え、個性豊かな地域社会を形成するため、その運営においても住民の考えを十分に反映させるという考えのもと施行されました。

全国の自治体では、北海道ニセコ町のまちづくり基本条例が2001年に制定されたのを皮切りに、2013年には、全国で273自治体、2016年4月時点では、350の自治体がこの自治基本条例、あるいは、まちづくり基本条例と言われる条例を制定しています。

自治基本条例は、自治体の基本理念、最高法規とも位置付けられており、それを制定するということは、全ての市民に関係するまちづくりのルールをつくり、明文化しようというものであります。そこで私はこのように重要な条例をつくらうとしている中で、市民間での議論をしっかりと納め、より多くの市民の意見を吸い上げ、この条例がつくられようとしているのか。また、条例だけをつくることを目的としてはいないかと心配でなりません。

ぜひとも、この条例をつくる上においては、より多くの市民を巻き込み、策定に至るまでのそのつくるプロセスを大切にしていきたいと考え、何点か質問をさせていただきます。

①自治基本条例制定でめざしているものと今までの経緯をお答えください。

②自治基本条例制定に向けての今後の予定をお教えてください。

③住民協議会の考え方についてお答えください。

④住民投票についてのお考えをお答えくだ

さい。

以上、私の壇上よりの質問を終わります。明快なご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（中本正人君）6番 土井君の質問、自治基本条例制定に対する答弁を求めます。政策企画室長。

〔政策企画室長（上田力也君）登壇〕

○政策企画室長（上田力也君）自治基本条例制定についてお答えします。

まず、一点目の自治基本条例制定でめざしているものと今までの経緯についてのおただしですが、自治基本条例は、市民・議会・行政それぞれの権利と責務を明らかにし、魅力あるまちづくりを進めるための基本的な理念、ルールなどを定めるものであり、地域の実情と時代の流れに沿った行政が求められる中で、橋本市はどのような考え方で、どのようなまちづくりを行っていくのかといった事柄を明確化することが重要になってきています。本市としましては、これを市民協働により組み立てていくことで、橋本市の自治のあり方を市民と共有し、市民協働による持続可能な活力ある共生社会を実現することをめざすものです。

これまでの経緯については、平成20年3月に、新市における10年間の総合計画を策定し、市民の力が生きるまちづくりを基本施策の柱の一つとして掲げ、また、同時期に、協働の基本指針を策定し、市民相互の協働、市民と行政の協働を促進させる取り組みを進めてきました。平成23年度には、市民活動支援事業、「めばえ」「はぐくみ」を立ち上げるとともに、啓発事業として市民まちづくり講座を以降、毎年実施してきました。平成25年1月には、協働によるまちづくりの活動拠点となる市民活動サポートセンターを開設し、ボランティアグループやNPOの設立などに関する相談事業や、情報の収集・発信に力を入れてきま

した。平成27年4月には、地域経済の活性化に取り組むべく、事業者と行政が一体となったチーム橋本を結成し、はしもとブランド推進室を設置しました。また、同年6月より市民の皆さまの意見や提案を市政に反映していくことを目的とした、はしもとカフェミーティングを始めるとともに、同年9月には、男女共同参画推進条例を制定し、この基本理念に基づく施策を市民協働で推進していくこととしました。今年4月には、市民協働を今後の行政運営の主要な施策として位置付け、政策企画室に事務を移管し、さらに推進していくこととしています。

一方、議会との関係におきましては、平成22年6月の一般質問で自治基本条例策定に向けた取り組みについてただしがあり、この時点では、「市民協働の礎を築ている段階である」という答弁をしております。また、同年9月議会、そして平成23年12月議会においても同様な一般質問があり、「まずは、協働のまちづくりを着実に推進していきたい」などと答弁しています。そして、平成27年3月議会において、「市民アイデンティティーを高めるために」と題した中で自治基本条例制定に関するただしがあり、「協働の基本指針を策定し、以後、区・自治会やボランティアグループ、NPO法人、事業所、その他各種団体とさまざまな協働事業や市民活動支援事業を実施する中で、着実に市民意識というものが醸成されてきていると考えています」と答弁し、さらに、「平成27年度より自治基本条例の制定に向け具体的に検討していく」こととしています。

本市は今後においても、さらに進展していく人口減少、少子高齢化の中で、市民協働で課題解決すべき施策は決して少なくありません。まさに今、市民と議会、行政がベクトルを合わせて課題解決のために取り組む時期に

来ていると考えています。

次に、二点目の自治基本条例制定に向けての今後の予定についてのおたただしですが、今議会において、自治基本条例策定委員会条例を提案しており、これが議決されましたら、平成29年1月より、市民委員を公募し、この方々を含めた20人以内の委員会を組織して、8回から10回程度の会議の中で条例についての検討を行うことを予定しています。また、庁内においても、自治基本条例庁内検討委員会を組織して、同時並行での検討を行うことや、市民向けの啓発フォーラムの実施も予定しています。加えて、アンケート調査やパブリックコメントにより、市民の意見をお聞きし、これらを反映させた上で、平成29年度中に自治基本条例策定委員会より条例素案として答申をいただくことを考えています。この答申をもとに条例原案を策定した後、議会に提案していきたいと考えています。

次に、三点目の住民協議会の考え方についてのおたただしですが、自治体によっては自治基本条例に、住民協議会という住民自治やコミュニティ活動を実現するための核となる組織についての規定を設けているところがあります。本市においても、自治基本条例の内容を検討する中で、そのような組織を規定することがより良いまちづくりのために必要かどうか議論すべき内容であると考えています。

次に、四点目の住民投票についてのおたただしですが、市政に関する重要事項についての住民投票制度を自治基本条例に規定するかどうかにつきましては、先行自治体の例にありますが、自治基本条例を策定していく中で、そのあり方についても議論すべき内容と考えております。

○議長（中本正人君）18番 土井君、再質問ありますか。

18番 土井君。

○18番（土井裕美子君） それでは、1項目めから再質問をさせていただきます。

平成27年の議会でも何回かこの問題については、同僚議員が取り上げてきました。その中で平成27年の3月議会において、当時の企画部長は、平成27年から自治基本条例の制定について具体的に検討していきますと、ご答弁の中にもありましたね。地区公民館でのワークショップ、それからシンポジウムを行い、市民と行政が協働の視点でかかわり合いながら、策定に向けた取り組みを行いたいと考えていますと、ご答弁しています。

具体的にどのようなことをされたのかをちょっとお聞かせいただきたいのですが、この前の質問の中で、同僚議員が質問として取り上げておりましたカフェミーティングがございしますが、公民館でのワークショップというのがそのカフェミーティングにあたるのかどうかということと、シンポジウムも開催しますというご答弁がございましたが、シンポジウムというのは開催されたのでしょうか。その辺のところをお答え願います。

○議長（中本正人君） 政策企画室長。

○政策企画室長（上田力也君） 当時、企画部長のほうからそのような答弁をさせていただいております。それで、平成27年度から具体的に検討していく中で、地区公民館や啓発フォーラムというのをその時点では考えておりました。そして、27年度に入りまして、いろいろ自治基本条例を検討していく中で、やはり具体的な、いわゆる条文であるとか、そういったものをなしにこの自治基本条例というものの議論を進めていってよいのだろうかという、そういうような考え方もございました。

それで、結果としては、このたび今議会のほうに市民の方も参加いただいた中で、この条例というものを具体的に議論していくということを通して、市民とともに作り上げて

いこうというような考え方といたしました。したがって、フォーラムについても、地区公民館についても、自治基本条例に係るそういった啓発といいますか、というのは行っておりません。

○議長（中本正人君） 18番 土井君。

○18番（土井裕美子君） 今後、じゃ、行うということですね。先ほどから取り上げていらっしゃいましたカフェミーティングについては、市長の公約の中にあつた市民協働の市民会議を、カフェミーティングという形で開催されたというふうに認識をしておりますので、またちょっと企画部長が答弁されたのとは違うのかなと思っていたんですが、でも、同じことですよ。市民協働の実践を通した中から自治基本条例をつくり上げていきたいということなので、認識は一つなのかなとは思っているんですが、具体的にそれに向けてのことをやっていたらよかったとはちょっと思っていなかったの、確認のためにお聞きしました。

それから、もう一点は、平成23年度から啓発活動として始められていらっしゃった、市民まちづくり講座というのがあると思うんですが、毎回だいたいどのぐらいの方が、毎年1回これは開催されていらっしゃったと思いますが、毎回どのぐらいの人数の方が参加されたのかということと、男女比もわかれば、お教えてください。

○議長（中本正人君） 政策企画室長。

○政策企画室長（上田力也君） 市民まちづくり講座につきましては、その回にもよりますが、一応、定員が40名程度ということで、市民の方々、そして、ボランティアグループ、あるいはボランティアをされている個人の方にも案内をさせていただいた上で、参集人数でございますけれども、平成23年に開かせていただいたときは28人、平成24年度が11人、平

成25年度が16人、平成26年度が21人、平成27年度が24人ということで、合計しますと100名ということで、5で割りますと1回の参加者人数というのが約20名ということになります。そして、その中での女性の割合についてですが、約48%という結果が出ております。

以上です。

○議長（中本正人君）18番 土井君。

○18番（土井裕美子君）そうしたら、もう一点、答弁書の中ではチーム橋本を立ち上げられたりだとかということがございましたが、チーム橋本に関しては市長の政策という形で、まず市長が決められたトップダウンでこういうのをやるよということで市民協働をされているので、これはどうなんでしょう。自治基本条例の理念からは、市民の声から立ち上がってきたというものにはちょっと当てはまらないのではないかなというふうには思っているんですが。

あと、軽トラ市であるとか、それから、オムレツのまち橋本、今すごく頑張っているんですけど、私、これを全然否定するつもりはないのですが、これは多分、職員のアイデアで始められたものかなと思っているんですが、職員のアイデアで動き出して、それを市民と一緒にやりましょうという形ですのもまあ一つ、市民協働と言われたらそれまでなんですけど、本来は、住民の声をしっかり吸い上げた中で、その中から一つの施策として軽トラ市、まちづくりの上のにぎわいづくりの中の軽トラ市であるとか、オムレツのまち橋本であるとかというのが出されてくるのが、本来の形かなというふうには思っているんですが、職員の意識というか、自治基本条例ということに対する職員の意識というのはどのようなものがあるのかということをお聞かせいただきたいのと、それに向けての研修というのはされているのでしょうか。

○議長（中本正人君）政策企画室長。

○政策企画室長（上田力也君）おただしの内容として、先ほどチーム橋本の話、あるいは、オムレツの話、軽トラの話もあったんですけども、市民協働という、これは今の平木市長の政治信条の三つの柱のうちの一つということで、これはどちらが市民協働として仕掛けていくのかというその違いだけであって、当然、これも市民協働して政策を打っているということになりますので、広い意味では同じことであるというふうに考えております。

そして、おただしの職員の意識というところでございますけども、一応、平成25年度から庁内まちづくり検討委員会というのを持っております。これはあくまでも内規なんですけども、それで、具体的には平成26年度、メンバー的には副市長がトップで各部長に入っているというんですけども、その中で、この自治基本条例に係る議論というのをやってまいりました。

多くの職員に関しては、今この条例というものの原文、これについては今は職員の方々に見ていただいて、今は意見をいただいているという、そういうような状況です。この基本条例に向けた研修ということにつきましては、これはまた年明けから適当な時期に、研修といいますか、説明会なりを行っていきと。何せこの条例をつくり上げていくには、やっぱりそれぞれの部署の職員の力を借りながらつくっていかねばならないというふうに考えておりますので、それ自身が研修にもなるのかなというふうに思っております。

○議長（中本正人君）18番 土井君。

○18番（土井裕美子君）22年の6月に議会の一般質問があつて、それからずっと取り組みをされているはずで、6年半が経過して、27年のときの答弁では、協働の事業であるとか、

市民活動支援事業を実施する中で着実に市民意識が醸成されているという答弁で、醸成という、熟成じゃなくて醸成されているという。醸成の意味を調べましたら、ある状態、気運などを徐々につくり出すことであるんですよ。確かに、徐々につくり出されているとは思いますが。

きょうの同僚議員のカフェミーティングの話もそうですが、今までそういうことをやったことがなくて、10回の開催をされた中で徐々に市民協働という、順番は違うにしても、市民協働は着実に醸成されているんだというふうには思うんですが、さて、果たして、そのカフェミーティングなり、市民協働の事柄が、今、本市がつくり出そうとしている自治基本条例とかかわっていくものだという認識が、市民の皆さま方の中に浸透しているというふうにはお考えでしょうか。

○議長（中本正人君）政策企画室長。

○政策企画室長（上田力也君）私もこのカフェミーティング、昨年6月から始まったカフェミーティングについては、全てべたっとしているわけではないですけども断片的に参加もさせていただき、その他、いろんなワークショップもさせていただいてはいるんですけども、そこでやっぱり感じるのが、なかなか行政情報というのが市民の方にきちんと伝わっていないことが多いという、そういうふうにも感じることもあります。あるいは、誤った形で伝わっているという、そういうふうなところもあります。

そういう意味においては、市民協働の部分がどこまで醸成しているかということについては、そんなにレベルは高い位置ではないのかもわかりません。しかし、それだからこそ、やはりもっともっと行政情報を発信していくというだけではなくて、やはり共有していくという、そういう考え方というのが大事にな

ってきて、それに向けた取り組みというのが、これからは求められているというふうに考えております。

○議長（中本正人君）18番 土井君。

○18番（土井裕美子君）冒頭でも申し上げましたが、壇上で、私はこの基本条例をつくることに反対をしているわけではないのです。決して、大賛成なんですけど、なかなか市民の方々から考えますと、私たち議員もそうなんですけど、カフェミーティングをして市民協働をすることが、すなわち自治基本条例の制定に向けての一步なんだということが、なかなか認識されていないということがまだまだあるのではないかなと思うので、この質問をしているわけです。

人数をお聞きしますと、20人前後の会議もありますし、同僚議員も言っていましたけど、カフェミーティングで言われたアイデアについて政策が実現されたことがありますかというおたがでしたが、たくさんありますよね。だから、自分がカフェミーティングなどで発言をしたことが、そのまま本当に自分たちのまちづくりに役立つことを自分の意見として捉えていただいたんだということが、市民の方にもっともっとわかっていただけるようになれば、会場に入り切らない市民の方がいらっしやって、本当の意味での市民協働のまちづくりというのできるのではないかなというふうに思っているわけでございます。

だから、そういうふうに一足飛びに行かないで、徐々に徐々に積み重ねていながら熟成をさせていただきたいというふうに私は思っています。

2番はちょっと最後に回しまして、3番に入ります。住民協議会の考え方についてということなんですけど、ご答弁の中では必要かどうかは議論していく内容ですということだったんですけど、総務委員会の視察で、この住民

協議会についての視察を伊賀市に行っていました。議員の皆さま方のお手元には開会日に、行政視察報告書が渡されていると思います。その中の総務委員会の報告のところを見ていただきますと、伊賀市に私たち総務委員会で、住民自治協議会の取り組みについての視察に行っていました。そのところで大変詳しく委員長が説明していただいておりますので、これをお読みいただきますと住民自治協議会とは何ぞやということがわかりますが、とても良い取り組みであると私は考えています。もうこれはぜひやるべきことだと思います。

しかしながら、なかなかこの取り組みをやっているという中では、越えなければならないハードルがたくさんございます。まず、住民協議会とは一体何ぞやというところから市民の人にお知らせをしていかななくてはならない、それから、この住民協議会というのは、とてもいい取り組みなんで実現していかななくてはならないんだけど、伊賀市では住民協議会の設立に向けての対応として、伊賀市の背景は市町村合併というのがあったので、その市町村合併と一緒に住民協議会の説明をされたんですが、何と300回以上、その説明を各地域でされたというふうにお話を伺いました。それほど難しいというか、ご理解していただきにくい問題であるというふうに考えています。なぜかという、住民自治協議会の要件、協議会の単位はどのようにするのか。今までは橋本市には区とか自治会とか、字であるとか、そういう区単位がありますよね。それをどのようにまた変更していくのかって、そういう問題もありますし、それから、住民自治協議会を設立したとしても、そこにどのような権限、権能を与えるのか。それから、住民協議会というのは一体どんな活動をするところであるのかという、とても難しいとい

うか、越えねばならないハードルがたくさんございますので、それを策定委員会を設けて、その中で議論をしていただくということだけで文書を作成していいのかなというふうなことをちょっと私は懸念しておるわけでございます。

それは議論していくということなんですが、やはり、たたき台をつくりますよね、市としたら。丸投げで策定委員会に全部一から考えてくださいというのじゃなくて、行政側としてはこの住民協議会についてはどのようなお考えをお持ちなのでしょうか。ちょっと今、わかっている範囲でお聞かせいただけますか。もし、たたき台を出そうとしているのであれば、その中身がわかっているならば、お教えいただきたいと思うんですが。

○議長（中本正人君）政策企画室長。

○政策企画室長（上田力也君）住民協議会は自治基本条例に結構多くの団体は入れているという、そういうところがございしますが、内容については一般的な内容で今、職員からも意見をいただいているところなんで、内容については今、申し上げることはできませんけども、自治体によっては基本の枠組みだけ自治基本条例で決めて、そして、その他の部分については、例えば、住民協議会条例によると、別に定めるという、そういったところもございしますので、ですから、この条例の中に全てを入れていくということではなくて、そういった方法も考えた上で提案をしていくようなイメージはしております。

○議長（中本正人君）18番 土井君。

○18番（土井裕美子君）だから、その策定委員会のほうにお任せするということなんですよ、これからつくる。そういうことでよろしいですね。

じゃ、3番に行きます。住民投票について。これもほとんどの自治基本条例をつくって

る自治体では、住民投票という項目がございます。これは、住民投票自体は住民の総意を的確に把握するというこの制度でありますし、国ではなかなか実現できない地方自治体ならではの民主主義というのを実現するための手段でございますので大変重要で、かつ、良いことだと考えていますけれども、これも大変難しい問題が、要件として考えなければならない要件がございますね。投票資格についてもそうでございますし、それから、年齢をどうするのか。それから、国籍の問題もあると思いますし、今までは市民という言葉が出てきましたが、ここではじめて住民という言葉が出てきましたし、市民の定義であるとか、それから住民の定義をどのようにするのかというような問題もございますし、なかなかどうやってこれは決めていかれるのかなって、私もちょっと心配をするところがあるんですけども、これについてもいかがですか。先ほどの住民協議会と同じ考え方ですか。

○議長（中本正人君）政策企画室長。

○政策企画室長（上田力也君）おっしゃるとおり、この住民投票に関することについては、いろいろ難しい問題もあります。当然、この策定委員会の中で学識経験者、こういった人にも入っていただいて、その住民投票の内容なりポイントなりという、こういうことに関するいろいろメンバーの方に勉強とか解説なんかをしていただいた上で、委員会の中で決めていくということになります。多くの自治体、他の自治体を例に出すわけではないですけども、核の部分を自治基本条例で定めて、実際は先ほどの住民協議会と同様に別に定めるといような形で、別に住民投票条例のほうへ移っていくという、そういうようなことも検討をしていただこうと思っております。

○議長（中本正人君）18番 土井君。

○18番（土井裕美子君）そうなんですよね。

すごくこれについてはなかなか難しい問題等もあるので、憲法に抵触するとかそういう問題もあるので、自治体によっては大枠だけ決めて、あとは別途住民投票の条例をつくっているというような自治体もございますが、その中でどうやって市民に、そういう条例をつくって、住民投票も住民自治協議会のことも入れているんだよという内容を、どのように市民の人に知らしていくのかなというのがちょっと私が懸念しているところなんです。

2番の今後の予定のところに戻りますけれども、ご答弁の中では、策定委員会が策定されたら8回から10回の会議をして、市民向けの啓発フォーラムやアンケート調査、それから、パブリックコメント、パブリックコメントに至っては多分素案が出てきた段階のパブリックコメントだと思うんですが、そして、29年度内に条例素案として答申を出していただくというそういうお答えだったのですが、先日、政務活動費を使わせていただいた研修で、静岡県牧之原市のお話を聞かせていただく機会がございました。牧之原市では対話による協働のまちづくりということで、市長が公約を掲げて、まずはじめは平成18年にまちづくり基本条例を立ち上げる会を立ち上げられました。これは市民委員が61名、職員委員が11名、事務局が6名、1年かけて条例に盛り込む項目の報告書を作成されました。

ここに検討結果報告書というのが、これ、インターネットでも出てくるんですが、まちづくり基本条例を考える会として大変いろいろな提言を盛り込まれて、なおかつ、委員から出た意見を全部まとめていらっしゃいます。そして、その中で当初、牧之原市の市長が牧之原協働プロジェクトということを開始されて、自治会を中心に男女協働サロンというのを実施されて、その中で進行を市民ファシリテーターというのが行っていらっしゃるとい

うことで、ファシリテーターの養成もされているわけですね。それを市民がされているわけです。ファシリテーターって、また横文字で難しい、何のこっちゃわからへんなことなんですが、ファシリテーターっていうのは会議やミーティングの場で発言や参加を促したり、話の流れを整理したり、参加者の認識の位置を確認したり、合意形成や相互理解をサポートする人ということなんですが、司会者とはまたちょっと違うのかなと思ってるんですが、その市民ファシリテーターを養成されて、全ての市の政策の中において対話による協働のまちづくりを掲げてやっています。

先ほども同僚議員の中で、対話というのが大事ですよというふうなご意見がございましたが、本当にそのとおりだと思います。そして、いろいろ調べたらいっぱい出てくるんですが、岸和田市、多分、この岸和田市のことをうちの市は見本にされているのかなと思うんですけども、岸和田市ではこの条例を策定するために合計27名の策定委員を選出されております。17名が会議に直接参加できる議員で、あと、通信委員として10名。これは仕事のためであったり、いろいろな諸事情によって会議には参加できないけれども、通信的な手段を用いてその策定にかかわっているということで10名で、合計27名の方が策定委員会と小委員会を交互に月2回のペースで開催されて、なおかつ、その会から自治条例ニュースなどを毎月発行をされる形で、広報もずっと継続的に使いながら、本当に市民を巻き込んで自治基本条例というのをつくっています。

そこでですが、今後、市民向けのフォーラムを開催しますというふうに言っていますけれども、一体何回されるんでしょうか。

○議長（中本正人君）政策企画室長。

○政策企画室長（上田力也君）フォーラムについては今、私どもが考えている範囲においては、来年の1月に、まずは第1回目を行いたいと考えております。29年度においても2回ほど実施したいとは考えておりますが、これは予算も絡むことなので、そういうふうを考えているということにとどめさせていただきます。

○議長（中本正人君）18番 土井君。

○18番（土井裕美子君）私の1番から、2番はこの今の質問ですので、1番、3番、4番の項目を見ても、この自治基本条例というのは本当にとても重要な条例でございますし、市民に直接かかわる市の根幹の条例でございます。市民の役割、市の役割、それから議会の役割まできっちりと明記している条例でございます。議会は自治基本条例をつくられる前に議会基本条例というのをつくっておりますので、その中でうたい上げておりますからその中とリンクさせたいわけですが、やっぱり知らないところで一部の人がつくった条例というのではなかなか問題が出てくるのではないかなと思うので、ぜひとも、できるだけ多くの市民の方々に、橋本市でやっこの自治基本条例というのができるんだよということを知らしていただきたい。周知ということに関しては、これは行政の仕事ですよ。これは策定委員会の仕事ではないですよ。その辺のところの認識はどうですか。自治基本条例をつくるということの周知です。

○議長（中本正人君）政策企画室長。

○政策企画室長（上田力也君）おっしゃったとおり、これは今、委員会の責務ではなくて、これは市の執行部の当然、役割になってくるわけでございます。先ほどフォーラムについてのおただしではあったんですけど、当然のことながら各地区公民館、もともと27年度で

ご答弁させていただいた、地区公民館を中心に、やはりこの自治基本条例についてはいろいろアンケートのみならず、皆さんの意見を聞いていきたいというふうに考えておりますので、そういった公民館の中でもやっていきたいというふうに考えております。

○議長（中本正人君）18番 土井君。

○18番（土井裕美子君）ご答弁の中で、29年度内に素案を上げていってもらおうというようなタイムスケジュールが出されましたが、例えば、策定委員会を策定して、その策定委員会の中で、いやいや、まだまだ市民の方々にはこの自治基本条例とは何ぞやということが浸透していないなというようなご考えがあって、その策定委員会の中でもう少し時間をかけて市民にしっかりとこういう条例ができますよということを知らせていきたいと思いますというようなご意見があった場合には、29年度中に素案をつくるということは、別に固執されないということでしょうか。

○議長（中本正人君）政策企画室長。

○政策企画室長（上田力也君）議員もおただしのとおり、やっぱり策定のプロセスというのは非常に大事、それは私も十分思っております。ですから、今の予定としては平成29年度内に素案をいただきたいというふうには思っておりますけれども、その委員会の中でどのような議論が出てくるかということが大事だと思いますので、この回数には、今、予定はしておりますけれども、この回数については委員会と調整をしていくという考えでおります。

○議長（中本正人君）18番 土井君。

○18番（土井裕美子君）なかなかこの同じ議会に自治基本条例策定委員会条例が出ておりますので、なかなかその中身を突っ込むことができないので難しい問題があるんですが、名前自体も自治基本条例ってとても難しいと

思うんですね。市によってはまちづくり条例というような、割とわかりやすい名前、名称をつけていらっしゃる場所もありますので、そういうところも考慮されて、ぜひとも、1人でも多くの市民の方を巻き込んでいただいて、市民の声を反映させた条例づくりをしていただきたいということと、何度も繰り返しになりますが、市長もご答弁されたように、つくる過程、いわゆるプロセスですよね。そのプロセスを最も大事にしていきたいと思っております。

それと、しっかりと熟議をしていただきたい。つくった条例案に対して、やっぱり文章といえどもその文章がずっと市の自治の根幹をなすものとなっていくわけですから、しっかりと熟議を重ねていただきたいということと、こういうことを作り出そうとしているんだよということを広報なりで特集を組まれたりして、一体自治基本条例とは何なのよという、そういうことを市民にお知らせをしていただきたいと思っております。それが根本的なことなんじゃないかなと思います。カフェミーティングやりますよって、カフェミーティングって、そこでものを言ってどうなるの、一体それはって、こんなことをしてどうなるのって、こんなポストイトに張りつけてそれが一体何なのよというようなことでは、カフェミーティングに今度は来てもらえませんか。それが実際に自分の言ったことが、市の政策の中に反映されて、それがまちづくりに反映されていくんだよということが市民の人にも知っていただけたら、もっともっとたくさんの方々が来ていろんな意見を出し合おうということにもつながっていきますから、熟成をさせる、醸成をさせるということも含めて、一体自治基本条例とは何なんだというところから始めていただいて、市の責任として、今後はその策定とその周知ということにしっかり

りと努めていただきたいと思います、その辺のところはいかがでしょうか。

できたら、9分しかないんですが、市長はずっと市民協働という形の中で、本当に市長になっていただいてからワークショップも開催していただいて、市民の声を真摯に受けとめて政策に反映していただいていますので、本当にやっぱり市議員からずっと県会、市長となられた、市民目線に立った市長だなというふうに敬服いたしておりますので、その辺のお考えをちょっとお聞かせいただけたらと思います。

○議長（中本正人君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）土井議員の質問にお答えをします。

自治基本条例については、一番嫌がるのは部課長やと思います。これはもう間違いなく、これを決めたときも、中には、まだ早いんじゃないかとかという議論をする人もいることもたしか確かです。ただ、ちょうど今の時期が、そういう機運が出てきたのかなというふうに思っています。地域包括ケアシステムについても地域でいろいろやってもらう、教育と福祉の連携でも子育てサークルに協力してもらう、例えば、母子推進に協力してもらう。そういうことの機運が出てきていますし、逆に、職員の数も減らしていかざるを得んような状況の、人口がしぼんできますとやっぱり人も減らすというふうな問題もあるかと思えます。

ただ、私の考え方としては、今この機運ができたんで、まずこういうふうな準備条例みたいなものをつくって、そこからスタートをして市民の皆さんにもわかってもらえるような条例にしていきたい。これをつくることによって、市民の皆さん一緒にここの部分を取り組んでくださいよというふうな、条例をつくることによって波及効果というのも当然あ

ると思いますし、そういう中でこれから本当に厳しい時代に職員のマンパワーもなくなってきましたし、やはり、地域の皆さんを巻き込んで行政を進めていく時代が間違いなく来ているということで、ただ、あまり時間をかけて、そしたら市民の人に意識を醸成してやってくるとなると、恐らく二、三年また先延ばしになるような感じになるような気もしています。

そういう中で一度、私たちもこの自治基本条例というよりも、市民の皆さんと一緒に行政を進めていくという意味では、逆に自治基本条例というのは大変大事な部分になってくると思います。先ほど住民協議会の話、伊賀市ですか、合併時にできたということでしたけど、それは合併の中で住民のところをつくってもいいしつくらなくてもええということで、そのときは、橋本市はそれを選択しなかった。伊賀市は選択して多くの地域のお話を聞いたということだと思っていますし、その合併からずっと積み重ねがきて、今そういうふうな機運も生まれてきているのかなというふうには思いますし、そういう面については、うちは若干おくれたのかなというふうには思っています。

ただ、私としてもできるだけ市民の皆さんの声を聞かせていただくということは当然やっていきますし、私の方からも皆さんどうかまちづくりであったり、地域づくりであったり、防災のあり方であったり、そういう部分の支援をこれから求めていくということが非常に大事なタイミングに来ているのかなと。時間をかければかけるほど、どんどんおくれていってしまうという懸念も抱いています。そういう中で、私たちとしても無理にばーっと突っ走るようなことはしませんし、だから、住民代表の方にも入っていただいたり、フォーラムを開いたり、そういうことも考えてい

きながら、やっていきながら市民の人にもわかっていただけるような形も、考え方とあっていいのかなと。

確かに市民の皆さんの理解を得るということも大事なんですけども、それってなかなか理解をしてもらえない部分もありますし、私、いつも市政を進めていて思うことは、3分の1は賛成してくれるけど3分の1は反対やろと。あとの3分の1については、逆に興味ないやろというふうなこともあるのかなというふうに思っています、これをつくることによって本当の市民協働のまちづくりを進めていきたいというふうに考えています、今が私の判断としてはその時期かなというふうに思ったタイミングでこの条例、前の条例ですけども、取り組んでいくというふうにしていきたいと。今が一番絶好のタイミングで、議論を醸成していく中で、今、橋本市ももう職員だけでは無理なんです。市民の人、協力してくださいよということで、当然市民の責務であったり、義務であったりというところを明確に打ち出すことによって、逆にもっと協力していただくような環境が出てくるのではないかなというふうに思っています。

とにかく何でもそうですけど、基礎のところから一つずつ積み上げていくということも大事なことかなと。それで足りないところがありゃ、また条例をつけ足すであるとか、改正するであるとか、不備なところがあるのであればそういう形もできると思いますし、なかなか最初から完璧なものというのはできませんし、伊賀市にしても、岸和田市にしても長年の積み重ねがいいものをつくってきたということでもあろうかと思えます。子育て支援包括センターについても3年待ってくださいよというお話もさせていただきました。それは、徐々に徐々に積み上げて行って3年後には完璧な形にしていきたいというふうな

思いもあって、そういう答弁もさせてもらっています。

そういう中で、私、ちょっと土井議員との違いが、僕は今がそういうチャンスやというところ、土井議員は市民のところからもっともっと積み上げたらいいでしょうという話だと思います。これは鶏が先か卵が先かの議論と一緒になると思いますので、私は今のタイミングが一番いい時期かなということで、この条例の提案をさせてもらっています。決して市民不在の条例ではなくて、今できるだけ地方創生の会議でも、若い人に入ってもらって、今までの固定したメンバーではなくて若い人間にも入ってもらって会議自体の仕組みを変えていっていますから、そういう部分でもっともっと市民の皆さんにも、こういうことでこの条例をつくりますという情報発信はしていきたいと思っていますので、またご理解のほう、よろしく願います。

○議長（中本正人君）18番 土井君。

○18番（土井裕美子君）目標は一緒なんですよ。その目標に到達するのが直線的に行くか、ぐるぐるって回りながら行くかということなんで目標到達は一緒なんですけど、できるだけ市民の人も巻き込んでいただきながら、周知もしっかりして広報活動もしっかりしていただいて、まちづくり条例、基本条例ができるよということを知らしていきながらつくっていただきたいと思っていますので、よろしく願いをしたいと思っています。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中本正人君）18番 土井君の一般質問は終わりました。

この際、3時30分まで休憩いたします。

（午後3時15分 休憩）